

自己の関係する大学の事案に関する取扱いについて（案）

平成 1 8 年 月 日  
グローバルCOEプログラム委員会決定

グローバルCOEプログラム委員会規程第6条及び第9条に規定する「自己の関係する大学」の範囲及び運用を次のように定める。

1. 範囲

- (1) 委員が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- (2) 委員が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- (3) その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

2. 運用

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事案についての審査・評価（書面審査、ヒアリング）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別合議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。

（その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合の例）

委員が、申請プログラムの拠点リーダーとの関係において、次に掲げる例示に該当すると自ら判断する場合は、審査・評価に加わらないこととする。

- ・ 親族関係、もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 密接な師弟関係

〈参 考〉

グローバルCOEプログラム委員会規程（抄）

（平成18年10月1日 規程第17号）

（グローバルCOEプログラム委員会の議事）

第6条

（略）

- 4 委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

（部会の議事）

第7条

（略）

- 5 部会の議事については第6条第1項から第4項の規程に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（部会長会議の議事）

第9条

（略）

- 6 部会長会議の構成員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。